

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年3月27日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県九戸村、一戸町、葛巻町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大125,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年7月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月9日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月16日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年10月5日
住民意見の概要等受理	平成28年12月28日
岩手県知事意見受理	平成29年3月7日
経済産業大臣勧告発出	平成29年3月27日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀
電話：03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)折爪岳南(Ⅱ期地区)風力
発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業の対象事業実施区域内には、鳥獣保護区、保安林及び岩手県環境保全指針による保全区分がAランクに位置付けられる地区が含まれ、また、対象事業実施区域周辺には県立自然公園が存在する等、対象事業実施区域及びその周辺は環境保全上、重要な地域であることから、専門家の助言を受けて、野生動植物の生息・生育に係る十分な調査を行い、その結果に基づき予測及び評価を実施すること。